

# 倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

令和6年11月6日要綱

## 改正

令和8年2月5日倉吉市総務部長決裁

令和8年3月17日倉吉市総務部長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「感震ブレーカー」とは、次の各号のいずれかに該当し、新品であるものをいう。

- (1) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの。
- (2) 一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているコンセントタイプ及び簡易タイプのもの。

### (交付目的)

第3条 補助金は、感震ブレーカーの普及により、地震による住宅の出火及び延焼を防止し、被害の減少並びに市民及び地域の防災力の向上を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（100円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と、同表第4欄に定める額のいずれか少ない額以下とする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付は、1つの世帯に対して1回限りとする。

### (交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、補助事業の実施前に行わなければならない。また、補助金が交付されるべき年度の3月20日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 設置住宅の位置図
- (2) 設置住宅及び設置箇所が確認できる写真
- (3) 補助事業に要する経費に係る見積書の写し
- (4) 賃貸住宅に第2条第1号に該当する感震ブレーカーを設置する場合、所有者が確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、設置住宅の変更、設置感震ブレーカーの変更及び補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の規定にかかわらず、様式第5号の申請書による。

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(検査員による検査)

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、同項の規定にかかわらず、様式第6号の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 設置住宅の位置図

(2) 設置住宅及び感震ブレーカーの設置状況を示す写真

(3) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要があると認める書類

(交付額の確定の通知)

第10条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第7号によるものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条の規定にかかわらず、様式第8号による。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年11月6日から施行し、同年11月6日以後に着手した補助事業に適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和8年2月5日倉吉市総務部長決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月17日倉吉市総務部長決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助限度額
感震ブレーカー 設置事業	設置する住宅に居 住する世帯に属す る者	市内に居住する住 宅に第2条第1号 に該当する感震ブ レーカーを設置す る経費	60,000 円
感震ブレーカー 購入事業	設置する住宅に居 住する世帯に属す る者	市内に居住する住 宅に設置するため 第2条第2号に該 当する感震ブレイ カーを購入する経 費	20,000 円

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

補助金等交付申請書

倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 算定基準額（見込み） 円
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 設置住宅の位置図
  - (4) 設置住宅及び設置箇所が確認できる写真
  - (5) 補助事業に要する経費に係る見積書の写し
  - (6) 賃貸住宅に第2条第1号に該当する感震ブレーカーを設置する場合、所有者が確認できる書類の写し
  - (7) その他市長が必要があると認める書類

5 誓約事項（同意の上、□に✓を入れてください。）

□申請にあたり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- ・補助金等交付申請書を提出する時点及び補助事業を実施する期間において、(1)暴力団(2)暴力団員(3)暴力団関係者のいずれにも該当しません。
- ・購入した感震ブレーカーを申請した住宅所在地の物件に適切に取り付けること。
- ・購入した感震ブレーカー取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、倉吉市は一切の責任を負わないこと。
- ・購入した感震ブレーカーは新品であること。
- ・購入した感震ブレーカーの転売や流用はしないこと。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していないこと。（当該医療機器等に対し、停電時に使用する非常用電源を備えている場合を除く。）
- ・現状回復義務の観点から、住宅所有者の承諾を得ていること。（住宅所有区分が賃貸で、要綱第2条第1号に該当する感震ブレーカーの設置の場合のみ）
- ・所属する世帯が倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金を過去に利用していないこと。
- ・申請内容に虚偽があった場合は、倉吉市に対して補助金を返還すること。

6 所有者の承諾

(住宅所有区分が賃貸で、要綱第2条第1号に該当する感震ブレーカーの設置の場合に自署)

私が所有する住宅に、感震ブレーカーを設置することを承諾します。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名及び代表者印)

様式第2号（第5条、第9条関係）

事業計画書（事業報告書）

- 1 補助事業等の名称 感震ブレーカー設置（購入）事業
- 2 設置種別 要綱第2条第1（2）号に該当する感震ブレーカーの設置（購入）
- 3 設置住宅の所在地 倉吉市
- 4 住宅所有区分 所有 賃貸
- 5 設置製品（メーカー、型番）
- 6 着手（予定）年月日 年 月 日
- 7 完了（予定）年月日 年 月 日

様式第3号（第5条、第9条関係）

収支予算書（収支決算書）

1 収入の部（補助金を独立した項目とし、その他全ての財源を明記すること。）（単位：円※1）

事項	予算額(ア)	決算額(イ) ※1	増減(ア-イ) ※1	備考
補助金（倉吉市感 震ブレーカー設 置事業費補助金）				
申請者個人負担				
計				

2 支出の部（計の額が1収入の部の計の額と一致すること。）（単位：円※1）

事項	予算額(ア)	決算額(イ) ※1	増減(ア-イ) ※1	備考
計				

※1 収支予算書の場合は、「決算額(イ)」及び「増減(ア-イ)」は空欄とすること。

様

職氏名

〇〇年度倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、「感震ブレーカー設置（購入）事業」とする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱（令和6年11月6日総務部長決裁。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあっては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

4 補助規程の遵守・その他の条件

- (1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住所

氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定（内示）のあつた倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、倉吉市補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

- 1 補助金等の名称 感震ブレーカー設置（購入）事業
- 2 交付決定（内示）額 円
- 3 変更（中止・廃止）後の額 円
- 4 差引 円
- 5 変更（中止・廃止）の時期 年 月 日
- 6 変更（中止・廃止）の理由  
〇〇のため。
- 7 添付書類
  - （1） 変更（中止・廃止）後の事業計画書
  - （2） 変更（中止・廃止）後の収支予算書
  - （3） 変更後の設置住宅の位置図
  - （4） 変更後の設置住宅及び設置箇所が確認できる写真
  - （5） 変更後の補助事業に要する経費に係る見積書の写し
  - （6） 賃貸住宅に第2条第1号に該当する感震ブレーカーを設置する場合、所有者が確認できる書類の写し
  - （7） その他市長が必要があると認める書類

8 誓約事項（同意の上、□に✓を入れてください。）

申請にあたり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 補助金等交付申請書を提出する時点及び補助事業を実施する期間において、(1)暴力団(2)暴力団員(3)暴力団関係者のいずれにも該当しません。
- 購入した感震ブレーカーを申請した住宅所在地の物件に適切に取り付けること。
- 購入した感震ブレーカー取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、倉吉市は一切の責任を負わないこと。
- 購入した感震ブレーカーは新品であること。
- 購入した感震ブレーカーの転売や流用はしないこと。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していないこと。（当該医療機器等に対し、停電時に使用する非常用電源を備えている場合を除く。）
- 現状回復義務の観点から、住宅所有者の承諾を得ていること。（住宅所有区分が賃貸で、要綱第2条第1号に該当する感震ブレーカーの設置の場合のみ）
- 所属する世帯が倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金を過去に利用していないこと。
- 申請内容に虚偽があった場合は、倉吉市に対して補助金を返還すること。

9 所有者の承諾

（住宅所有区分が賃貸で、要綱第2条第1号に該当する感震ブレーカーの設置の場合に自署）

私が所有する住宅に、感震ブレーカーを設置することを承諾します。

年 月 日

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名及び代表者印）

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

補助事業等実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった〇〇年度倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金の実績について、倉吉市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金等の名称	感震ブレーカー設置（購入）事業	
	算定基準額	交付決定額
交付決定(ア)	円	円
実績(イ)	円	円
差引(ウ＝ア－イ)	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 設置住宅の位置図 4 設置住宅及び感震ブレーカーの設置状況を示す写真 5 補助事業に要した経費に係る領収書の写し 6 その他市長が必要があると認める書類	

番 号  
年 月 日

様

職氏名

〇〇年度倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 感震ブレーカー設置（購入）事業
- 2 確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

- (1) 確定交付額 交付決定額のとおり
- (2) 算定基準額 金 円
- (3) 交付決定額 金 円

- 3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用する同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

- 4 補助金の支払予定日 年 月 日

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

補助金等支払請求書

年 月 日 第 号で交付額の確定のあった〇〇年度倉吉市感震ブレーカー設置事業費補助金の支払について、倉吉市補助金等交付規則第20条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業等の名称 感震ブレーカー設置（購入）事業
- 2 交付確定額 円
- 3 支払請求額 円
- 4 精算払、概算払の別 精算払い
- 5 添付書類
  - (1) 交付額確定通知書の写し
  - (2) 補助金等受入額調書
  - (3) 振込先口座の確認ができる通帳又はキャッシュカードの写し

振込先

預金種別	金融機関名	口座番号（左詰で記入）						
1 普通								
2 当座								
3 その他	支店・出張所	氏名（名義人）						
( )		フリガナ						